

令和3年1月13日

幼稚園及び各小・中学校
保護者の皆様

清川村教育委員会
教育長 山田 一夫

国の緊急事態宣言に伴う対応について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大状況が刻々と変化する中、保護者の皆様には、日頃から本村の教育活動への御支援をいただきありがとうございます。

現在、全国的に新型コロナウイルスの新規感染者数が増加しており、その中には感染経路が不明な感染者も多数存在していることなどから、国は、1月7日付けで、本県を含む1都3県に対して緊急事態宣言を発令しました。

現在、国からは学校の臨時休業は行わない方向性が示されていることから、本村においても、私立幼稚園、小・中学校における臨時休業等は行わず、感染防止対策の徹底を図りながら、次のとおり、教育活動を継続してまいります。

今学期も引き続き、保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

【今後の教育活動】

（1）授業について

- ・感染症対策を徹底しながら、慎重に進めていきます。

（2）給食について

- ・1月13日（水）から予定通り実施します。
- ・配膳時、喫食時の感染症対策を徹底します。

（3）部活動について

- ・日常の部活動については、生徒の安全を第一優先として、慎重に行うこととします。その際は、校内における活動を原則とし、かつ感染リスクの高い活動は中止とします。

（例）・身体接触を伴う活動

- ・限られた空間の中、集団で行う活動
- ・近距離で大きな声を発するような活動等

- ・緊急事態宣言発令中、神奈川県中学校体育連盟の方針に基づき、大会及び練習試合や合同練習等、他校と実施する活動については、中止とします。

【お願い】

- （1）毎朝の検温を必ず行ってください。
- （2）手洗い・うがい（20秒以上、複数回、効果的な手洗い）を徹底してください。
- （3）早寝・早起き・適度な運動・栄養バランスなど、規則正しい生活習慣を身につけるよう御指導ください。
- （4）登下校時や、帰宅後の外出時（不要不急の外出は控える）等における、感染防止のためのマナー等について、御家庭においても御指導ください。

- (5) 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、幼稚園、学校に連絡したうえで、症状がなくなるまで登園・登校を見合わせてください。
 - (6) 同居する家族等に発熱、咳などの症状がある場合は、幼稚園、学校に連絡したうえで、自宅に滞在させてください。
 - (7) 感染の心配等から登園・登校を見合わせたい場合には、幼稚園、学校に相談してください。
- ※(5)(6)(7)の理由で欠席した場合は、「欠席扱い」とはなりません。

これまでに感染が判明した園児・児童・生徒のうち、感染経路について、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、御家庭での感染予防対策に、より一層御協力くださいますよう、お願いします。

また、教育委員会としましては、国や県の動向を踏まえ、引き続き園児・児童・生徒の安心・安全の確保及び健康管理に万全を期してまいります。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく御連絡ください。

【事務担当】

清川村教育委員会事務局 学校教育課
電 話 046-288-1215